

議第27号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項中「令和3年7月1日から令和8年6月30日まで」を「令和8年7月1日から令和13年6月30日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。